

商品概要説明書

IB スーパー定期貯金（単利型）

（平成 31 年 2 月 18 日現在）

1. 商品名	○IB スーパー定期貯金（単利型）
2. 販売対象	○個人
3. 期 間	○定型方式…… 1 年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いのみとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税 5%） [*] の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は JA おおいがわホームページに表示しています。 ○自動継続時の金利は窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率 × 50% ○満期日前の解約については、窓口のみの取扱いとなります。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融課（電話：054-646-5118）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○通帳式のみのお取り扱いとなります（総合口座通帳含む）。</p> <p>○満期解約予約については、総合口座通帳のみのお取り扱いとなります。</p> <p>○なお、一部の定期貯金については、満期解約予約のお取り扱いができません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおおいがわ